

研修担当者様必見！

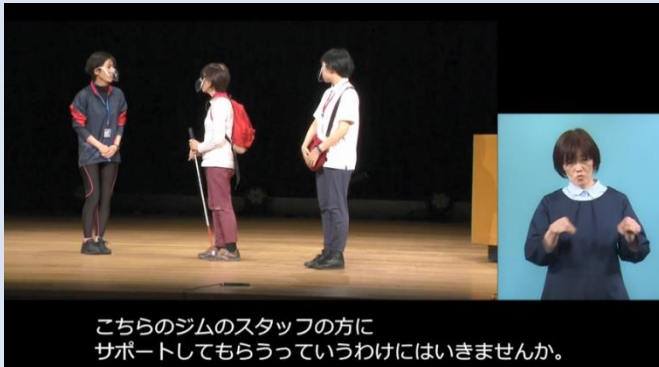
障がい者差別解消や合理的配慮について学びませんか

大阪府では、昨年4月に「大阪府障がい者差別解消条例」を改正し、「事業者による合理的配慮の提供」を義務化したことを受けて、「障がい者差別解消」や「合理的配慮」についてわかりやすく学んでいただくための動画を作成しました。

フォーラム動画「身近な事例を基に障がい者差別解消について考える」では、関西テレビ堀田篤アナウンサーを司会に迎え、実際に大阪府に寄せられた相談をもとにした事例を寸劇で紹介し、ミサイルマン西代さんや有識者、障がい当事者、事業者の方々によるディスカッションを通じて楽しみながら学んでいただくことのできる内容となっています。ぜひ社内研修等でご活用ください。

また、講義動画では障害者差別解消法や大阪府障がい者差別解消条例等について解説しておりますので、こちらも併せてご活用ください。

◎フォーラム動画「身近な事例を基に障がい者差別解消について考える」（約65分）



動画はこちらから

<https://www.youtube.com/watch?v=kWVi9sRNPnc>

※こちらの動画は2023年2月8日までの公開の予定です。

※2事例を紹介しており、1事例のみなら半分程度の所要時間となります。



関西テレビ
アナウンサー
堀田 篤さん



ミサイルマン
西代 洋さん



◎講義動画「障害者差別解消法の理解と対応」（約25分）

大阪府障がい者差別解消条例の改正 (R3.4.1)

①これまで事業者に対しては努力義務だった「合理的配慮の提供」が義務とした。(令和3年11月20日時点)

障害者差別 解消法	行政機関 ・事業者	不当な差別的取扱いの 禁止		合理的配慮の提供
		義務	義務	努力義務※
大阪府障がい者 差別解消条例	行政機関 ・事業者	義務	義務	努力義務※

※改正法の施行により義務となります(施行は公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日)

②広域支援相談員による相談支援を行っても解決が難しい場合、これまでは不当な差別的取扱いに関する事案のみ「あつせん」の対象だったが、これに合理的配慮の不提供に関する事案を追加。

これまで法律によって努力義務とされていた事業者による合理的配慮の提供を義務としました。

動画はこちらから

<https://www.youtube.com/watch?v=snfKtP5umaU>



<お問合せ先>

大阪府福祉部障がい福祉企画課権利擁護グループ

電話：06-6944-6271

ファックス：06-6942-7215

電子メール：syogaikikaku-02@gbox.pref.osaka.lg.jp

障がい理解のための SNS はじめました

大阪府、府内全市町村、障がい者団体等で構成する
「大阪ふれあいキャンペーン」では、障がいに関する様々な情報を発信する
SNS を始めました。ぜひ、フォローして下さい。

【掲載内容】

- 障がい理解の取組み例の紹介
- 各障がいについてご紹介
(困りごとや配慮してほしいこと等)
- イベント情報 等



Instagram



OSAKA_FURECAM



Twitter



(大阪ふれあいキャンペーンとは)

大阪府と府内 43 全市町村と障がい者団体及び
地域福祉団等44団体の、計88団体で構成。

協賛企業・団体等の協力も得ながら、

障がいに関するさまざまな啓発事業を展開しています。

【掲載例】

- ①「共に生きる障がい者展
(ともいき)」のご紹介



- ② 障がいについてのご紹介



大阪ふれあいキャンペーン

ヤングケアラーとは・・・

(ヤングケアラーには法令上の定義はありませんが、)
 一般に、本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っていることで、負担を抱える、もしくは、子どもの権利が侵害されている可能性がある18歳未満の子ども

※「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル～ケアを担う子どもを地域で支えるために～」(R4.3)より



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

? ヤングケアラーは「ふつうのこと」?

家族の手伝い・手助けをするのは「ふつうのこと」と思うかもしれませんが、

でも、学校生活に影響が出たり、こころやからだに不調を感じるほどの重い負荷がかかっている場合は、
 すこし注意が必要です。



学校の先生・スクールカウンセラー・
 スクールソーシャルワーカー・親戚の人・友達など、
 信頼できる相手に相談してみましょう。

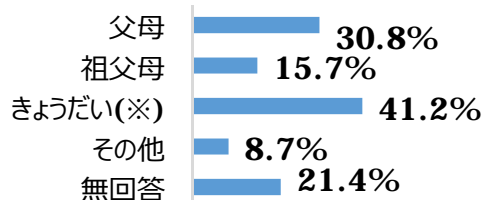
府立高校におけるヤングケアラーに関する調査結果から (WEB調査)

【調査対象】府立高校生全員 (102,630人)

【調査期間等】令和3年9月3日～10月31日、回答者数:20,182人 (回答率約19.7%)

◆ 世話をしている家族が「いる」と回答したのは、回答者全体の**6.5%**

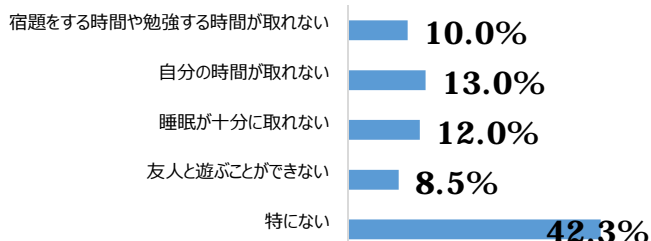
●「いる」と答えた生徒のうち、世話をしている家族の内訳 (複数回答)



※きょうだいの状況 (複数回答)

幼い**63.1%**、身体障がい**2.8%**、知的障がい**7.6%**、
精神疾患・依存症 (疑い含む) **2.6%**、病気 **3.0%**

●世話をしているために、やりたいけれどできていないこと (上位5項目・複数回答)



◆世話をしている家族が「いる」と回答した生徒 (1,312人) のうち、
学校名を明らかにした者 (783人) の在籍校は**149校中132校**
(約**9割**) にのぼる

ヤングケアラーとそのご家族の支援に向けて

- ヤングケアラーへの正しい理解を!
- 世帯全体を支援する視点を持って
- 福祉、介護、医療、教育など様々な関係機関との連携を!

(参考)

○説明動画 (5分程度)

「ヤングケアラーについて ～子どもたちに関わるみなさんへ～」

<https://www.youtube.com/watch?v=sKixHFPAxIU>



○大阪府ホームページ「ヤングケアラーへの支援」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/chiikifukushi/youngcarer/index.html>



○厚生労働省ホームページ「子どもが子どもでいられる街に。」

<https://www.mhlw.go.jp/young-carer/>

事業所の **取組強化!**

飲酒運転根絶

令和4年4月より 改正道路交通法施行規則が順次施行されます

待って!

今日も飲酒
してないです

社用車を
運転するのは、

アルコール 検知器

✓チェック してからです!

※アルコール検知器を用いた確認は令和4年10月1日施行

安全運転管理者は、下記の業務が義務化されます

令和4年
4月1日施行

- ✓ 運転前後の運転者の状態を目視等で確認することにより、運転者の酒気帯びの有無を確認すること。
- ✓ 酒気帯びの有無について記録し、記録を1年間保存すること。

令和4年
10月1日施行

- ✓ 運転者の酒気帯びの有無の確認を、アルコール検知器を用いて行うこと。
- ✓ アルコール検知器を常時有効に保持すること。

運転後も ✓チェック
しますからね!

警察庁・都道府県警察

交通ルールを守って
つながる笑顔



自動車を使用する事業所は **安全運転管理者の選任が必須** です!

安全運転管理者の

選任

一定台数以上の自動車の使用者は、自動車の使用の本拠(事業所等)ごとに、自動車の安全な運転に必要な業務を行う者として**安全運転管理者の選任**を行わなければなりません。

自動車の保有台数に応じて副安全運転管理者の選任が必要になります。
安全運転管理者・副安全運転管理者になるには一定の要件があります。



乗車定員が11人以上
の自動車1台以上

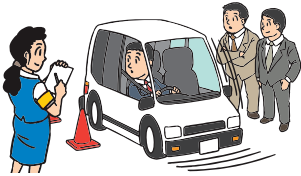
または



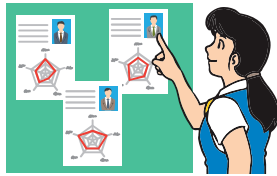
その他の自動車5台以上
※自動二輪車(原動機付自転車を除く)
は1台を0.5台として計算

安全運転管理者の

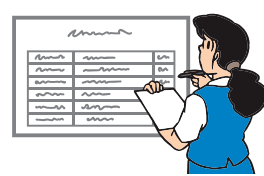
業務



交通安全教育



運転者の適性等の把握



運行計画の作成



交替運転者の配置



異常気象時等の措置



点呼と日常点検



運転日誌の備付け



安全運転指導

安全運転管理者の

届出

- 安全運転管理者等を選任した時は、その日から15日以内に事業所を管轄する警察署に必要書類を提出してください。
- 安全運転管理者の制度に関するご不明点は、都道府県警察のホームページをご覧ください。どうか警察署へお問い合わせください。



令和4年
4月より

安全運転管理者による
運転者の運転前後のアルコールチェックが
「義務化」されます。

令和4年
4月1日施行



運転前後の運転者の状態を目視等で確認

することにより、

運転者の酒気帯びの有無を確認すること



酒気帯びの有無について記録し、

記録を1年間保存 すること

令和4年
10月1日施行



運転者の酒気帯びの有無の確認を、

アルコール検知器※を用いて行う こと

※呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有する機器



アルコール検知器を **常時有効に保持** すること



安全運転管理者の制度に関するご不明点は、
都道府県警察のホームページをご覧ください。どうか警察署へお問い合わせください。

トップ	暮らし・住まい まちづくり	人権・男女 共同参画	福祉・ 子育て	教育・学校・ 青少年	健康・医療	商工・労働	環境・ リサイクル	農林・ 水産業	都市魅力・ 観光・文化	都市計画・ 都市整備	防災・安全・ 危機管理	府政運営・ 市町村
-----	------------------	---------------	------------	---------------	-------	-------	--------------	------------	----------------	---------------	----------------	--------------

[ホーム](#) > [福祉・子育て](#) > [障がい児・障がい者](#) > [障がい福祉サービス指定事業者のページ](#) > 防犯に係る安全の確保について

[はじめての方へ](#) [サイトマップ](#)

防犯に係る安全の確保について



更新日: 平成30年5月2日

防犯対策マニュアル(ひな型)【大阪府版】について

各施設・事業所等における防犯に係る安全確保対策を推進していただくため、大阪府では、平成28年9月15日付け厚生労働省通知「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について」等を参考に、防犯対策マニュアルのひな型を作成しました。

防犯対策マニュアルの作成又は見直しの参考として、ご活用ください。

また、防犯に係る自主点検表も再掲します。点検項目は、各施設等における取組みやサービス種別、地域の実情等の実態を踏まえて、適宜、追加・修正等を行ってください。

[防犯対策マニュアル\(ひな型\) \[Wordファイル/251KB\]](#)

[社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保に関する自主点検表\(再掲\) \[Wordファイル/181KB\]](#) ※大阪府や市町村に提出いただく必要はありません。

社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保対策の実態調査(厚生労働省社会福祉推進事業)の結果について

厚生労働省社会福祉推進事業により、株式会社インターリスク総研が実施しました標記調査の調査結果に加え、この度、地域に開かれた社会福祉施設等の防犯・安全確保に関するハンドブックが作成されましたので、ご案内いたします。

【参考】(株式会社インターリスク総研ホームページ)

「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保対策に関する調査研究事業報告書」

URL: http://www.irric.co.jp/pdf/reason/research/2017_bouhan_report.pdf

「地域に開かれた社会福祉施設等の防犯・安全確保に関するハンドブック」

URL: http://www.irric.co.jp/pdf/reason/research/2017_bouhan_handbook.pdf

[社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保対策の実態調査の結果について\(厚生労働省\) \[PDFファイル/42KB\]](#)

防犯に係る安全の確保に関する取組み状況調査(大阪府実施)

平成28年7月に発生した、神奈川県相模原市の障がい者支援施設における殺傷事件を契機として、本府におきましては、防犯に係る安全の確保に関する取組状況の調査を実施しました。今回、取組事例を下記のとおり、取りまとめましたのでご参考願います。

[防犯に係る安全の確保に関する取組事例について \[Wordファイル/32KB\]](#)

この殺傷事件を受け、厚生労働省通知(平成28年9月15日障障発0915号「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について」)の記載事項を参考に、防犯に係る自主点検表を作成しました。

点検項目は、各施設等における取組みやサービス種別、地域の実情等の実態を踏まえて適宜、追加・修正等を行ってください。

[社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保に関する自主点検表 \[Wordファイル/181KB\]](#)

※大阪府や市町村に提出いただく必要はありません。

関係通知

[社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について \[PDFファイル/298KB\]](#) (平成28年9月15日 厚生労働省通知)

[津久井やまゆり園の事件による不安を和らげる心のケアの充実について\(府通知\) \[Wordファイル/27KB\]](#) (平成28年8月12日 府通知)

[津久井やまゆり園の事件による不安を和らげる心のケアについて \[PDFファイル/844KB\]](#) (平成28年8月10日 厚生労働省通知)

[警察との協力・連携体制の構築について \[Wordファイル/28KB\]](#) (平成28年8月8日 府通知)

[別紙 \[PDFファイル/43KB\]](#)

[障がい児者の施設、事業所における安全管理の徹底について \[Wordファイル/26KB\]](#) (平成28年7月26日 府通知)

[社会福祉施設等における入所者等の安全確保について \[PDFファイル/111KB\]](#) (平成28年7月26日 厚生労働省通知)

このページの作成所属

福祉部 障がい福祉室生活基盤推進課 指定・指導グループ



[1つ前のページに戻る](#)

[このページの先頭へ](#)

[お問合せ](#) [ユニバーサルデザインについて](#) [個人情報の取り扱いについて](#) [このサイトのご利用について](#)

大阪府

(法人番号 4000020270008)

本庁 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 (代表電話)06-6941-0351
咲洲庁舎 〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 (代表電話)06-6941-0351

[大阪府庁への行き方▶](#)

© Copyright 2003-2021 Osaka Prefecture,All rights reserved.

障生第2355号
令和2年2月18日

指定障がい福祉サービス事業者 様
指定障がい児支援事業者 様

大阪府福祉部長

重大事件発生に備えた対応のお願い

今般、府民に危害が及ぶ可能性のある重大事件の発生が続いており、各施設におかれましても、訪問者の確認等、不審者への警戒や施設の施錠管理等にご注意をいただいているところと思います。

府では、裏面のとおり、重大事件の発生に関する情報やそれに対する対応等（施設の休館やイベントの中止等）について、情報を発信しています。各施設におかれましては、これら情報を積極的にご活用いただき、施設の対応検討に引き続き遺漏なきようお願いいたします。

問い合わせ先

〒540-8570

大阪府 福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課
指定・指導グループ

電話：06-6944-6026（直通）

fax：06-6944-6674

メールアドレス：seikatsukiban@sbox.pref.osaka.lg.jp

【重大事件発生に関する府の情報発信ツール】

情 報	発信ツール
府内の重大事件の把握	<p>大阪府警察安まちメール (http://www.info.police.pref.osaka.jp/)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪発生情報（発生日時/発生場所/概要等）や犯罪対策情報等を警察署からリアルタイムにお知らせする情報提供サービス。「重大事件情報」を登録時に選択いただくと、府内の重大事件について、メールで情報提供がされます。 ・ 別紙をご参考にご登録ください。
府から府民への注意喚起/施設・学校の休館等の把握	<p>治安対策課ツイッター (https://twitter.com/osaka_chiantai)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全なまちづくりのための情報を発信。 <p>もずやんツイッター (https://twitter.com/osakaprefPR?ref_src=twsrc%5Egoogle%7Ctwcamp%5Eserp%7Ctwgr%5Eauthor)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大阪府の公式アカウント。大阪府広報担当副知事もずやんが大阪府のお知らせ等を発信。 <p>※両ツイッターでは、一般的な情報提供に加え、重大事件に対する大阪府の対応（各施設の休館やイベントの中止等）について、必要に応じて情報発信を行います。</p>
障がい福祉サービス事業所等のお知らせの把握	<p>大阪府障がい福祉サービス指定事業者のページ (http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshido/jiritu_top/)</p> <p>障がい児支援指定事業者のページ (http://www.pref.osaka.lg.jp/chiikiseikatsu/syougaijisien/)</p>

社会福祉施設等における 災害への備えについて

令和4年6月

大阪府福祉部福祉総務課

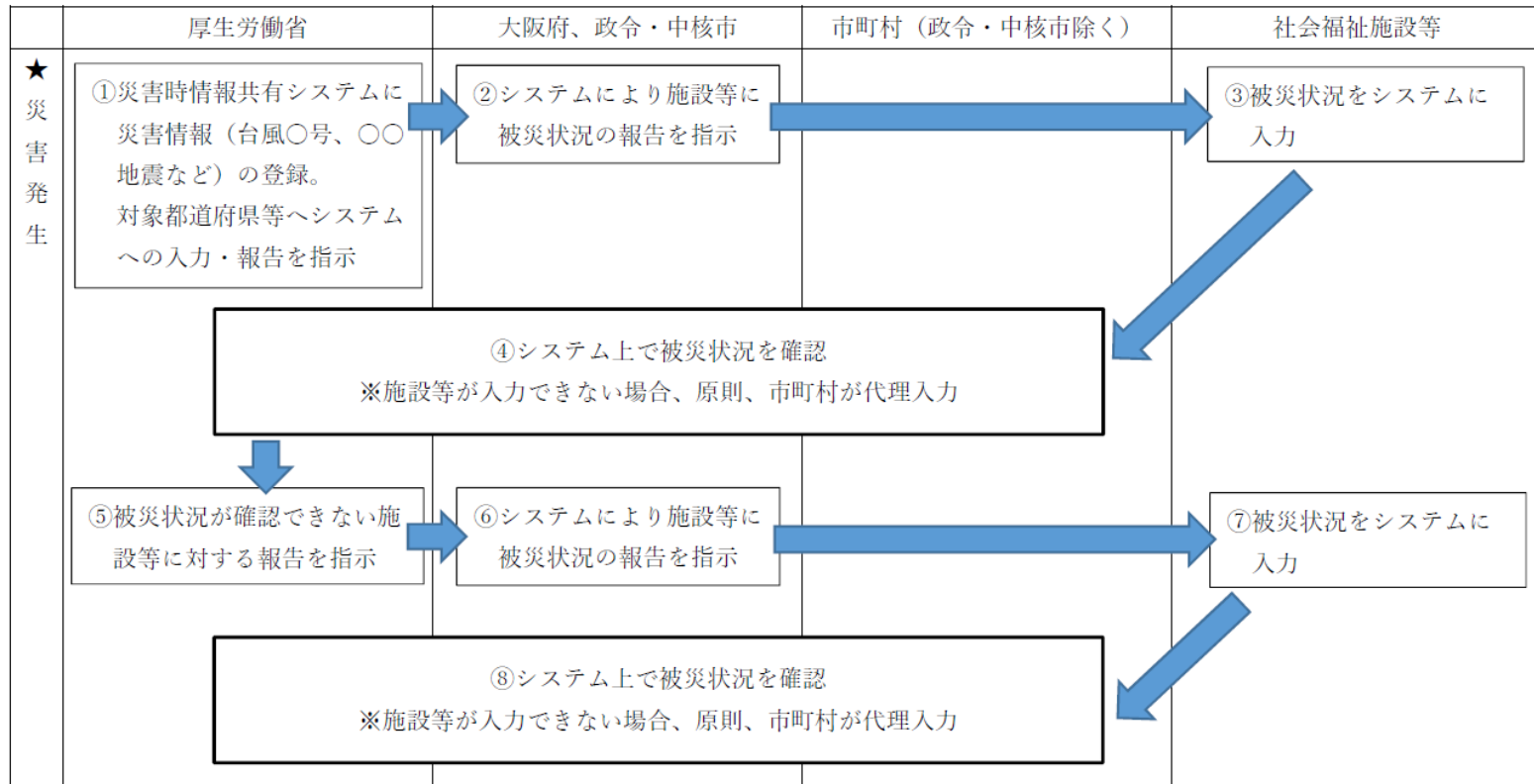
社会福祉施設等における災害への備えについて

- 1 社会福祉施設等の被災状況の把握
- 2 社会福祉施設等におけるBCP(事業継続計画)の策定
- 3 社会福祉施設等における地震防災対策マニュアルの作成
- 4 非常災害対策計画の策定と避難訓練の実施
- 5 水防法等に基づく避難確保計画の作成と避難訓練の実施
- 6 津波防災地域づくりに関する法律に基づく避難確保計画の策定と避難訓練の実施
- 7 社会福祉施設における災害時の
施設間相互応援協定締結のためのガイドライン
- 8 大阪DWAT(大阪府災害派遣福祉チーム)について

(参考) 避難行動要支援者における個別避難計画の作成について

1 社会福祉施設等の被災状況の把握

令和3年度より災害時情報共有システムを用いて、
以下の報告フローで社会福祉施設等の被災状況を把握



※救護施設等や災害時情報共有システムが使用できない場合については、被災状況整理表にて報告

※状況に応じて⑤～⑧を繰り返し ※必要に応じて、市町村から施設等へ被災状況を確認。

施設所在市町村の窓口一覧、様式(記載例)等は、
11頁の府ホームページに掲載

2 社会福祉施設等における BCP(事業継続計画)の策定

利用者への支援等の重要な事業を中断させない、
または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるために、
BCP(事業継続計画)の策定が有効。

※令和3年度報酬改訂に伴う運用基準の改正により、介護施設・事業所、障害福祉
サービス事業所等におけるBCPの策定が義務化(3年間の経過措置あり)

福祉部出先機関で策定しているBCP(地震災害想定)を基に、
作成のポイントとなる項目をまとめた参考事例や、厚生労働省
作成のガイドラインや研修動画を11頁の府ホームページに掲載
しています。

【作成ポイント】

- ◆非常時優先業務
- ◆業務継続のための業務資源・環境の確保
- ◆業務資源確保等のための平常時からの対策

3 地震防災対策マニュアル

社会福祉施設等が地震や風水害の発生への備えや発生した場合の迅速な避難などを定める防災マニュアルを作成することが有効。作成のポイントとなる項目をまとめた手引書を11頁の府ホームページに掲載しています。

【手引書概要】

- ◆施設における地震防災対策の必要性について
- ◆平常時における地震防災対策
- ◆地震発生後の応急対策

4 非常災害対策計画の策定と避難訓練の実施

平成28年8月31日の台風10号に伴う暴風及び豪雨による災害の発生に伴い、厚生労働省により通知

※令和2年7月豪雨による災害の発生に伴い、非常災害対策計画の策定及び避難訓練実施状況の点検等について、厚生労働省により通知

【通知概要】

◆「高齢者等避難」、「避難指示」等の情報把握（施設管理者等）

※令和3年の災害対策基本法改正により変更

◆非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施（施設等）

※厚生省令等により義務付け

◆計画の策定状況及び避難訓練の実施状況等についての点検及び指導・助言（府及び市町村）

国通知等を踏まえ、8月30日から9月5日までの「防災週間」などの機会を捉え、防災訓練の実施や非常災害対策計画等の見直しに取り組んでいただき、利用者の安全確保や防災意識の高揚に努めていただきますようお願いいたします。

5 水防法等に基づく 避難確保計画の作成と避難訓練の実施

水防法等の一部を改正する法律（平成29年6月19日施行）により、以下の①②をともに満たしている場合、社会福祉施設等において『避難確保計画の作成』と『避難訓練の実施』が義務化

【避難確保計画の作成と避難訓練の実施が義務となる施設】

- ① 浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内に存在している
- ② 市町村地域防災計画に施設の名称と所在地が記載されている

6 津波防災地域づくりに関する法律に基づく 避難確保計画の策定と避難訓練の実施

津波防災地域づくりに関する法律に基づき、
以下の①②をともに満たしている場合、
社会福祉施設等において『避難確保計画の作成』と
『避難訓練の実施』が義務化

【避難確保計画の作成と避難訓練の実施が義務となる施設】

①津波災害警戒区域内に存在している

②市町村地域防災計画に施設の名称と所在地が記載されている

7 社会福祉施設における災害時の 施設間相互応援協定締結のためのガイドライン

災害時において、自らの施設だけでは対応できない場合の「共助」として、施設間の応援体制整備のための手法である施設間相互応援協定の締結について、協定に盛り込むべき項目や留意点、事例などをまとめたガイドラインを作成

【ガイドライン概要】

◆社会福祉施設における災害時の施設間相互応援協定

(1)施設間相互応援協定とは (2)協定の目的と効果

◆施設間相互応援協定の内容

(1)締結主体 (2)協定内容

◆参考となる取組み

8 大阪DWAT(大阪府災害派遣福祉チーム)

【大阪DWAT】 ※大阪DWAT登録数 363名(令和4年3月末現在)

◆災害時における、長期避難者の生活機能の低下や要介護度の重度化など二次被害防止のため、一般避難所で災害時要配慮者(高齢者や障がい者、子ども等)に対する福祉支援を行う民間の福祉専門職等で構成されるチーム

【大阪DWAT概要】

◆活動は、被災地の復興と自立を支援するためのものであるため、原則1カ月程度

チーム編成	活動場所	派遣期間	主な活動(支援)例
1チーム 5名程度	市町村が設置する小学校等の一般避難所	1チーム 連続5日以内	・アセスメント(避難所への支援) ・相談支援(福祉ニーズの把握) ・日常生活の支援(食事・介護等)

◆福祉専門職(以下の資格・職種でチーム員養成研修を修了した者)

【資格・職種】 介護福祉士、介護支援専門員、社会福祉士、看護師、理学療法士
精神保健福祉士、保育士、その他介護職員など

【平常時におけるチーム員・施設等の活動等について】

◆所属する施設・事業所の災害対応力の向上

事業所の避難訓練について、地域と共同で実施など

◆地域との連携<大阪DWATの認知度アップ>

地域のイベントへの参画、住民との訓練の共同実施など

<R4年度>

新型コロナウイルスの状況を踏まえて実施検討

社会福祉施設等における災害への備え (府福祉総務課ホームページ)

The screenshot shows the homepage of the Osaka Prefecture Social Welfare Department. The header includes the Osaka Prefecture logo and navigation links. The main content area is titled "社会福祉施設等における災害への備え" (Disaster Preparedness in Social Welfare Facilities). It contains several sections with blue headers and text descriptions, each followed by a link to a detailed page:

- 社会福祉施設等の被災状況の把握**
大阪府では、社会福祉施設等において、地震や風水害等の災害により物的・人的被害があった際には、事業者の皆様から所在市町村にご報告いただき、市町村を通じてご報告いただくこととしています。
[「社会福祉施設等の被災状況の把握」のページ](#)
- 社会福祉施設等における地震防災対策マニュアルの作成**
社会福祉施設等において、地震や風水害の発生への備えや発生した場合の迅速な避難など、社会福祉施設が従事する防災マニュアルを策定するための手引書を作成しました。
[「社会福祉施設等における地震防災対策マニュアルの作成」のページ](#)
- 非常災害対策計画の策定と避難訓練の実施**
高齢者、障がい(児)者、児童・幼児などが利用する社会福祉施設等は、非常災害に関する具体的な計画を策定すること、避難訓練を実施して非常災害対策計画の内容を把握し見直しを行うことが求められています。
[「非常災害対策計画の策定と避難訓練の実施」のページ](#)
- 水防法等に基づき避難確保計画の作成と避難訓練の実施**
水防法等の一部を改正する法律が平成22年4月19日に施行され、水防法は土砂災害防止法に基づき、洪水想定区域または土砂災害警戒区域にある社会福祉施設等のうち市町村地防防災計画にその名称と所在地が記載された施設に付し、避難確保計画の作成と避難訓練の実施が義務付けられました。
[「水防法等に基づく避難確保計画の作成と避難訓練の実施」のページ](#)
- 津波被害を想定した災害対策マニュアルの策定と避難訓練の実施**
津波防災地域づくりに関する法律に基づき、津波災害警戒区域内の要配慮者利用施設(主として高齢者、障がい者、児童等)の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設のうち、市町村地防防災計画にその名称と所在地が記載された施設に付し、津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画の作成と避難訓練の実施が義務付けられました。
[「津波被害を想定した災害対策マニュアルの策定と避難訓練の実施」のページ](#)
- 社会福祉施設における災害時の施設間相互連絡協定のためのガイドライン**
災害時において、各々の施設だけでは対応できない場合の「共助」として、施設間での連携体制を整備しておくことが重要であり、施設間の連携体制整備のための手法である、施設間連携協定の締結について、協定に盛り込むべき項目や留意点、事例などをまとめた「社会福祉施設における災害時の施設間相互連絡協定のためのガイドライン」を作成しました。
[「社会福祉施設における災害時の施設間相互連絡協定のためのガイドライン」のページ](#)

このページの作成所属

「大阪府 社福 災害」で検索ください。
<http://www.pref.osaka.lg.jp/fukushisomu/saigaisouae/index.html>

大阪府災害派遣福祉チーム（大阪DWAT）の設置について （府地域福祉課ホームページ）

「大阪DWAT」で検索ください。
<http://www.pref.osaka.lg.jp/chiikifukushi/ddwatto/index.html>

- メニュー
- 大阪府災害福祉支援ネットワーク
- トピック
- 大阪DWAT登録・変更等
- 研修
- 要綱・マニュアル等
- 様式一覧

更新日: 令和2年4月9日

DWAT（ディーワット）とは

災害時における、長期避難者の生活機能の低下や要介護度の重度化など二次被害防止のため、一般避難所で災害時要配慮者（高齢者や障がい者、子ども等）に対する福祉支援を行う民間の福祉専門員（※）で構成するチームです。

○ DWAT: Disaster Welfare Assistance Team の略

（※）福祉専門員: 介護福祉士、介護支援専門員、社会福祉士、看護師、理学療法士、精神保健福祉士、保育士、その他介護職員等

大阪DWATの体制構築

災害時の避難所において、高齢者や障がい者、子ども等の地域の災害時要配慮者が、長期の避難生活を余儀なくされ、必要な支援が行われない結果、生活機能の低下や要介護度の重度化などの二次被害が生じるといった課題が指摘されており、これらの方々の避難生活中における福祉ニーズへの対応が急務となっております。

大阪府においては、平成26年度に、施設団体や職能団体に参加いただき、「大阪府災害福祉支援ネットワーク」を設置して、災害時の支援ニーズについての情報共有や、福祉支援の連携した取り組み等について検討を行って参りました。

平成30年5月には、地震や台風等による多くの自然災害が各地に甚大な被害をもたらしたことを受け、厚生労働省から各都道府県における「災害派遣福祉チーム」の組成等、災害時の必要な支援体制の構築を目的とした「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」が示されました。

こうした中、大阪府災害福祉支援ネットワーク構成団体の協力も得ながら、令和元年度に大阪DWATを派遣できる体制を構築しました。

大阪DWATの活動概要

大阪DWATは被災市町村の災害対策本部や避難所の管理（責任）者等のもとで、災害時要配慮者への支援を行います。

また、活動は、被災地の復興と自立を支援するためのものであるため、原則1か月程度としています。



チーム編成	活動場所	派遣期間	主な活動（支援）例
1チーム5名程度 【複数職種で編成】	小学校等の 一般避難所	・ 1チーム連続5日以内 ・ 1か月程度の継続派遣	・ アセスメント（避難者への必要な支援） ・ 相談支援（福祉ニーズの把握等） ・ 日常生活上の支援（食事・介助等）

(参考) 避難行動要支援者における 個別避難計画の作成について

【個別避難計画とは】

避難行動要支援者(高齢者、障がい者等)ごとに、避難支援者や避難先等の情報を記載した計画。

令和3年5月20日施行の災害対策基本法の改正により、市町村の努力義務化。

⇒市町村が地域防災計画に定めた避難行動要支援者のうち、優先度の高い者を選定し、
おおむね5年程度で作成することを目標とする。

(参考)個別避難計画で定める事項

- ①氏名 ②生年月日 ③性別 ④住所又は居所 ⑤電話番号その他の連絡先 ⑥避難支援等を必要とする理由 ⑦避難支援等実施者 ⑧避難場所及び避難経路 ⑨市町村長が必要と認める事項

【個別避難計画の作成経費について】

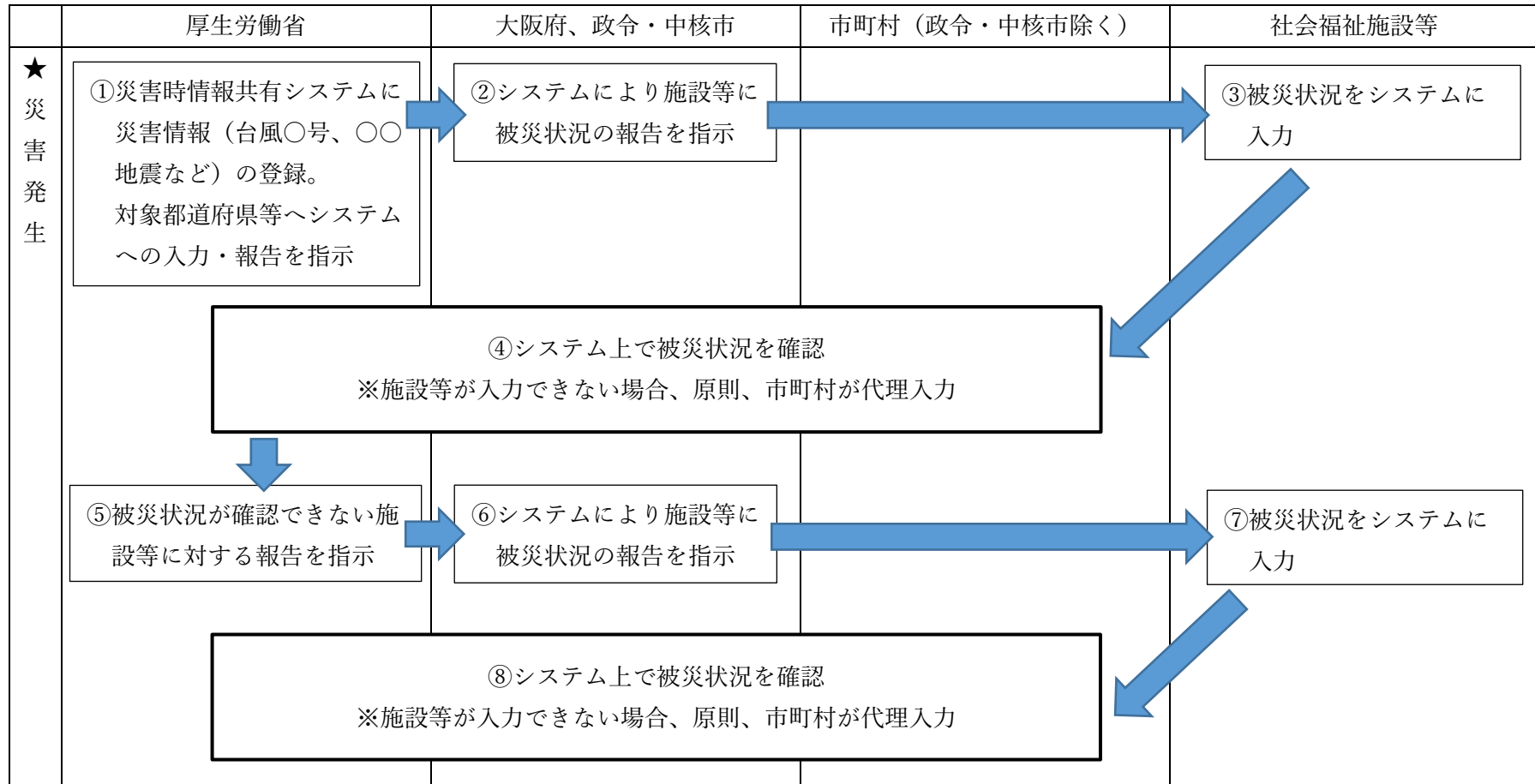
令和3年度より市町村における個別避難計画の作成経費について新たに地方交付税措置。作成経費は、これまでの事例等から福祉専門職参画に対する報酬や事務経費など一人あたり7千円程度要すると想定。

【大阪府における取組み】

内閣府の「令和3年度個別避難計画作成モデル事業」に府が採択。市町村職員及び福祉専門職を対象とした研修会等を実施。令和4年度についても、避難行動要支援者支援のための個別避難計画作成促進を目的とした研修を実施するなどして、市町村における個別避難計画作成を支援していく。

★計画作成においては、日ごろからサービス提供や利用調整などを通じて、避難行動要支援者の状態や家族の事情等も把握されている福祉専門職の協力が重要

社会福祉施設等の被災状況報告 フロー図



※救護施設等や災害時情報共有システムが使用できない場合については、被災状況整理表にて報告

▶被災状況整理表はこちら

[大阪府 社会福祉施設等の被災状況把握] <https://www.pref.osaka.lg.jp/fukushisomu/saigaisonaehisaijyoukyou.html>

※状況に応じて⑤～⑧を繰り返し ※必要に応じて、市町村から施設等へ被災状況を確認。

社会福祉施設等の被災状況報告 市町村窓口一覧【障がい福祉】

※ 災害等で市町村役場に連絡がつかない場合は、
大阪府福祉総務課(電話:06-6944-6686、FAX:06-6944-6659)

「市町村名」	「担当部署名」	＜電話番号＞	＜FAX番号＞
大阪市	福祉局障がい者施策部障がい福祉課	06-6208-8071	06-6202-6962
堺市	健康福祉局 障害福祉部 障害支援課	072-228-7411	072-228-8918
岸和田市	福祉部障害者支援課	072-423-9469	072-431-0580
豊中市	福祉部障害福祉課事業所係	06-6858-2229	06-6858-1122
池田市	福祉部障がい福祉課	072-754-6255	072-752-5234
吹田市	障がい福祉室	06-6384-1346	06-6385-1031
泉大津市	保険福祉部障がい福祉課	0725-33-1131	0725-33-7780
高槻市	健康福祉部福祉指導課	072-674-7821	072-674-7820
貝塚市	福祉部障害福祉課	072-433-7014	072-433-1082
守口市	健康福祉部障がい福祉課	06-6992-1635	06-6991-2494
枚方市	健康福祉部福祉指導監査課	072-841-1468(直通)	072-841-1322
茨木市	福祉部障害福祉課	072-620-1636	072-627-1692
八尾市	健康福祉部障がい福祉課	072-924-3838	072-922-4900
泉佐野市	健康福祉部地域共生推進課	072-463-1212	072-463-8600
富田林市	子育て福祉部障がい福祉課相談係	0721-25-1000(内線434)	0721-25-3123
寝屋川市	福祉部障害福祉課	072-838-0382	072-812-2118
河内長野市	福祉部障がい福祉課	0721-53-1111	0721-52-4920
松原市	福祉部障害福祉課	072-337-3115	072-337-3007
大東市	福祉・子ども部障害福祉課	072-870-9630(直通)	072-873-3838
和泉市	福祉部障がい福祉課	0725-99-8133	0725-44-0111
箕面市	健康福祉部健康福祉政策室	072-727-9513	072-727-3539
柏原市	福祉こども部障害福祉課	072-972-1508	072-972-2200
羽曳野市	保健福祉部障害福祉課	072-947-3823	072-957-1238
門真市	保健福祉部障がい福祉課	06-6902-6154	06-6905-9510
摂津市	保健福祉部障害福祉課	06-6383-1374	06-6383-9031
高石市	保健福祉部高齢・障がい福祉課	072-275-6294	072-265-3100
藤井寺市	健康福祉部福祉総務課障害者福祉担当	072-939-1106	072-939-0399
東大阪市	福祉部指導監査室障害福祉事業者課	06-4309-3187	06-4309-3848
泉南市	福祉保険部障害福祉課	072-483-8252	072-480-2134
四條畷市	健康福祉部障がい福祉課	072-877-2121	072-879-2596
交野市	福祉部障がい福祉課	072-893-6400	072-895-6065
大阪狭山市	健康福祉部福祉グループ	072-366-0011	072-366-9696
阪南市	健康福祉部市民福祉課	072-471-5678	072-473-3504
島本町	健康福祉部福祉推進課	075-962-7460	075-962-5652
豊能町	保健福祉部福祉課福祉相談支援室	072-738-7770	072-738-3407
能勢町	福祉部福祉課	072-731-2150	072-731-2151
忠岡町	健康福祉部地域福祉課	0725-22-1122	0725-22-1129
熊取町	健康福祉部障がい福祉課	072-452-6289	072-453-7196
田尻町	民生部福祉課	072-466-8813	072-466-8841
岬町	しあわせ創造部福祉課	072-492-2700	072-492-5814
太子町	健康福祉部福祉介護課	0721-98-5519	0721-98-2773
河南町	健康福祉部高齢障がい福祉課社会福祉係	0721-93-2500	0721-93-4691
千早赤阪村	福祉課	0721-26-7269	0721-70-2021